

指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業 在宅老人デイサービスセンターるべしべ希楽苑 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(北海道 第0175000140号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方もしくは、基本チェックリストにより、「事業対象者」と判断された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6
7. 緊急時の対応方法	7
8. 非常災害対策	7
9. 事故発生時の対応	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 北陽会
(2) 法人所在地 北海道北見市留辺薬町栄町127番地21
(3) 電話番号 0157-42-3342
(4) 代表者氏名 理事長 小野寺 栄司
(5) 設立年月 昭和48年3月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業
平成12年4月1日指定 北海道0175000140号
※当事業所は特別養護老人ホームるべし希楽苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人北陽会が行う指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 在宅老人デイサービスセンター るべし希楽苑
- (4) 事業所の所在地 北海道北見市留辺薬町上町143番地1
- (5) 電話番号 0157-42-3833
- (6) 事業所長(管理者)氏名 鶴野 真司
- (7) 当事業所の運営方針 要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- (8) 開設年月 平成3年4月1日
- (9) 利用定員 25人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 北見市留辺薬町の地域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年末年始(12月30日~1月3日)を除く毎日
受付時間	上記営業日の 8時30分~17時30分
サービス提供時間	10時00分~15時15分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種		配置人員
1. 管理者（施設長）	常勤兼務	1名
2. 生活相談員	常勤専従	1名
3. 看護職員	非常勤兼務	1名
4. 介護職員	常勤専従	3名
5. 機能訓練指導員	非常勤兼務	1名
6. 運転手（兼介助員）	常勤兼務	1名
○必要に応じて定数を超えた職員を配置する場合があります。		

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合を差引いた額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・身体状況に応じた入浴を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第6条参照）

別紙の利用料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいった

んお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第６条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） １１：５０～１２：４０

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の送迎は原則として行いません。

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき １０円（両面コピーは２０円）

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：実費

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第６条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

<p>ア. 自動引落（下記のいずれかの金融機関となります。） ゆうちょ銀行 北見信用金庫</p> <p>イ. 下記指定口座への振り込み 口座番号 北見信用金庫 留辺薬支店 普通預金 0537007 口座名義 特別養護老人ホームるべしべ希楽苑 施設長 鶴野真司</p> <p>ウ. 事業所の窓口でのお支払い（やむを得ない事情でアとイのいずれも不可能な場合）</p>

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- 利用予定日の前にご契約者の都合により、通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）[生活相談員]
- 受付時間 年末年始を除く毎日 9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

北見市介護福祉課	所在地 北海道北見市大通西2丁目 まちきた大通ビル 電話番号 0157-25-1144 受付時間 8：45～17：15
北見市留辺薬総合支所 保健福祉課介護福祉	所在地 北海道北見市留辺薬町上町61番地 電話番号 0157-42-2425 受付時間 8：45～17：15
北海道 国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161（代表）内線6111 受付時間 9：00～17：00

社会福祉法で苦情解決を定める北海道福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。この委員会は北海道内の福祉サービス利用者からの不満・要望・苦情の解決にあたります。

北海道福祉サービス運営適正化委員会

所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 3F

電話番号 (011) 204-6310

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8. 非常災害対策

事業所は、災害防止と利用者の安全を図るため別に定める防災に関する規程に基づき、常に利用者の安全確保に努めます。

事業所は、非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護事業等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

- ・ 防災時の対応 特別養護老人ホームと連携
- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火栓
- ・ 防災訓練 必要に応じて実施
- ・ 防火責任者 施設長 鶴野真司

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が、発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

11. 衛生管理及び従業員等の健康管理について

事業所は、通所介護事業等に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意します。

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、感染症の発生時において、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 虐待の防止及び身体拘束適正化のための措置に関する事項について

事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会を年2回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止及び身体拘束適正化のための規程を整備します。
- (3) 虐待の防止・身体拘束適正化を行うための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

令和 年 月 日

指定通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供の開始に際し、本書面に
に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 在宅老人デイサービスセンターるべしベ希楽苑

職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス及び介
護予防・日常生活支援総合事業の提供開始に同意しました。

利用者 住 所 _____
(電話番号 _____)

氏 名 _____ 印

同意者 住 所 _____
(電話番号 _____)

氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____

※同意者については同居の親族または2親等以内の親族とする。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利
用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 87.3㎡ (食堂及び機能訓練室)
- (3) 事業所の周辺環境 大雪山系のふもと東側に位置する自然に囲まれた環境で、無加川の傍らにあります。施設の居室・デイルームについては全室南側に設置されており日当たりは十分確保されています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

利用者数15名までは1名以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

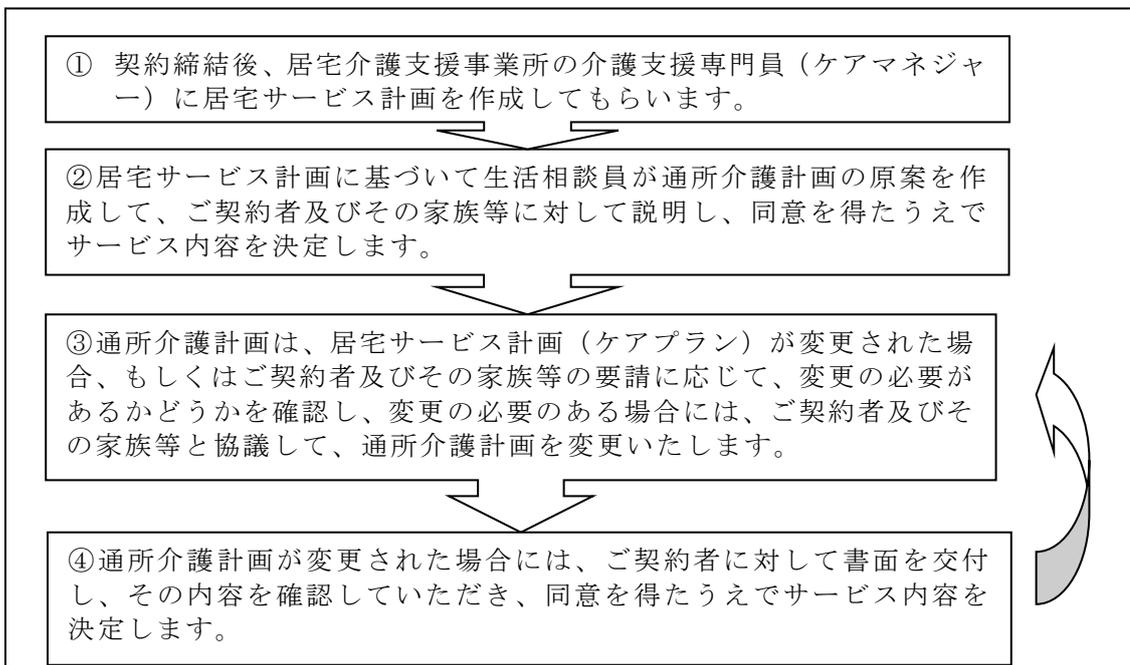
1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

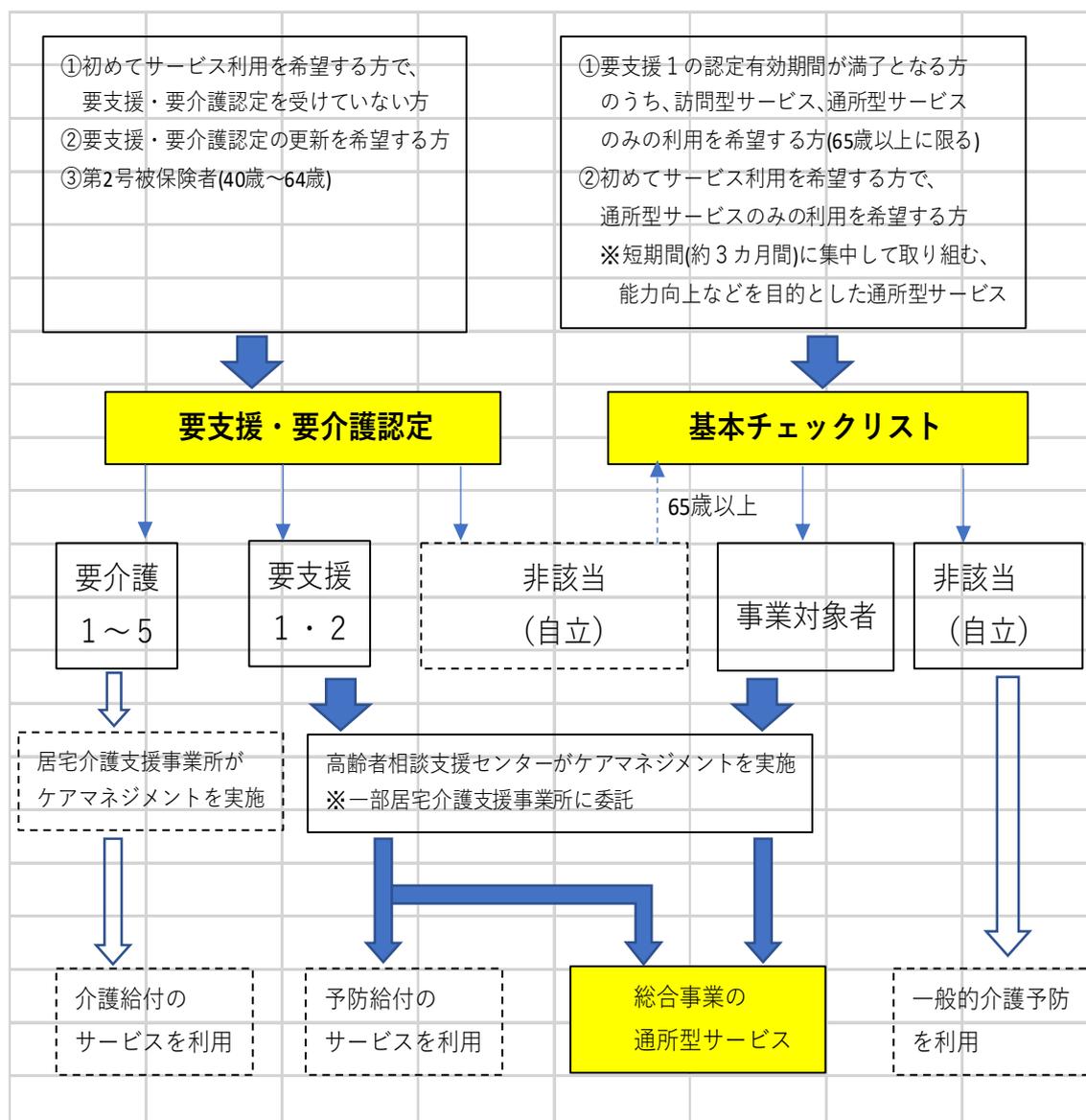
機能訓練指導員(看護職員 兼務)を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご

契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条参照）

①ご契約者が死亡した場合

②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑤ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご契約者が入院された場合③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。